



鳥取県公報

令和4年5月13日（金）
第9398号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|---|
| ◇ 告 示 | 生活保護法による医療機関の指定（274）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2 指定自立支援医療機関の指定（275）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2 県統計調査の実施（276）（健康政策課）・・・・・・・・・・ 2 コキンバイ保護管理事業計画の認定の取消し（277）（緑豊かな自然課）・・・・・・・・ 3 ウスイロヒョウモンモドキ保護管理事業計画の認定の取消し（278）（〃）・・・・・・・・ 3 物品売払代金の徴収事務の委託（279）（農業大学校）・・・・・・・・・・ 4 土地改良区の定款の変更の認可（280）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 4 土地改良区連合の定款の変更の認可（281）（〃）・・・・・・・・・・ 4 土地改良区の役員の就退任（282）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 4 指定障害福祉サービス事業者の指定（283）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・ 5 開発行為に関する工事の完了（284）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・ 5 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任（285）（会計指導課）・・・・・・ 5 |
| ◇ 公 告 | 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 5 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・ 6 |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施（病院局総務課）・・・・・・・・・・ 8 落札者の決定（危機対策・情報課）・・・・・・・・・・ 11 |
| ◇ 正 誤 | 令和4年1月11日付鳥取県告示第7号中訂正・・・・・・・・・・ 11 令和4年2月14日付鳥取県告示第54号中訂正・・・・・・・・・・ 12 |

告 示

鳥取県告示第274号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 指定年月日 |
|---------|--------------|---------------|--------------|----------|
| 医療法人滉陽会 | 倉吉市上井町一丁目8-5 | 訪問看護ステーションのぐち | 倉吉市上井町一丁目8-5 | 令和4年4月1日 |

鳥取県告示第275号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 開設者の氏名 又は名称 | 開設者の住所 | 指定自立支援医療 機関の名称 | 指定自立支援医療 機関の所在地 | 自立支援医療 の種類 | 指定年月日 |
|----------------|-------------------|-------------------|--------------------|------------------|----------|
| 株式会社平安堂 | 鳥根県出雲市大社町杵築南859-8 | 平安堂ふくよね薬局 | 米子市東福原七丁目10-1 | 育成医療、更生医療、精神通院医療 | 令和4年5月1日 |

鳥取県告示第276号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
県民歯科疾患実態調査
- 2 調査の目的
県民の歯科保健の状態を把握し、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とするとともに、平成30年に策定した「健康づくり文化創造プラン（第三次）」及び「歯と口腔の健康づくりととりプラン」の最終評価をする。
- 3 調査対象の範囲
県内に住む20歳以上の者（一部18歳及び19歳の者を含む。）で、市町村の特定健康診査等又は事業所健康診査を受診する者及び歯科医院の来院者等を対象に2,000名を調査する。
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 歯科健診による調査事項
(現在歯及びむし歯の状況、喪失歯及びその補綴状況、歯肉の状況並びに歯石の沈着状況)

イ アンケートによる調査項目

(歯みがきの回数、時間等の状況、歯の健康のために普段から気をつけていること等)

(2) その基準となる期日

調査票記入日現在

5 報告を求める者

鳥取県

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査員が行う口腔^{くわう}診査による調査

(2) 自己記入方式のアンケート調査等による調査

7 報告を求める期間

令和4年6月1日から令和5年3月31日まで

8 調査票情報の保存期間

6年間

9 結果の公表方法

健康政策課ホームページで公表する。

鳥取県告示第277号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第26条第3項の規定に基づき、県以外の者が行う保護管理事業の計画が保護管理事業計画に適合している旨の認定を取り消したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保護管理事業を行っていた者の住所及び氏名

八頭郡若桜町大字赤松660

氷ノ山ネイチャークラブ 代表 山本 賢二

2 保護管理事業の内容

(1) 生育状況把握のためのモニタリング

(2) 自生地周辺のチシマザサ等の刈取による生育地の保全・管理

(3) 登山者の侵入を防止するための措置

(4) 生育地における盗採取防止のための巡視活動

3 認定年月日 令和元年5月29日

4 認定取消事由 1の者が解散し、認定を受けた保護管理事業が廃止されたと認めるため

5 認定取消年月日 令和4年4月22日

鳥取県告示第278号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第26条第3項の規定に基づき、県以外の者が行う保護管理事業の計画が保護管理事業計画に適合している旨の認定を取り消したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保護管理事業を行っていた者の住所及び氏名

鳥取市富安一丁目152-506

鳥取自然保護の会 会長 浜辺 正篤

2 保護管理事業の内容

(1) 生息状況、生息環境等に関する継続的な調査の実施

(2) 保護活動の必要性等に関する地元住民等への普及啓発の実施

3 認定年月日 平成16年7月12日

4 認定取消事由 1の者が解散し、認定を受けた保護管理事業が廃止されたと認めるため

5 認定取消年月日 令和4年4月22日

鳥取県告示第279号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における生産品及び牛の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

(1) 生産品

鳥取中央農業協同組合

せきがね犬狹観光株式会社

地方卸売市場倉吉青果株式会社

大山乳業農業協同組合

鳥取西いなばまちづくり株式会社

(2) 牛

J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

鳥取県告示第280号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、五本松土地改良区の定款の変更を令和4年4月28日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第281号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定に基づき、大山山麓地区土地改良区連合の定款の変更を令和4年4月25日認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により告示する。

令和4年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり福部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年5月13日

鳥取県東部農林事務所長 加 藤 裕 利

退任した役員の氏名及び住所

監 事 河 内 秀 則 鳥取市福部町左近146

令和4年1月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 今 崎 純 治 鳥取市美萩野二丁目274
令和4年3月22日就任 任期 令和7年8月16日まで

鳥取県告示第283号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月13日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日 |
|------------|------------------|--------------------------|---------------------------|-------------|----------|
| 特定非営利活動法人海 | 米子市和田町 1202-3 | かい | 米子市河崎1734-2 | 共同生活援助 | 令和4年5月1日 |

鳥取県告示第284号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和4年5月13日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和4年4月1日 鳥取県指令第202100324101号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西伯郡日吉津村大字富吉107-5
奥田 悠斗、奥田 衣実子

鳥取県告示第285号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和4年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和3年鳥取県条例第43号）第20条第1項及び同条第2項の規定による防災・環境保全費用に係る現金の収納に関する事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課
課長補佐 柏木 将吾
- 3 委任期間
令和4年5月1日から令和5年3月31日まで

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和4年5月13日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。（定員15人）

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。（定員15人）

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

| 種別 | 区分 | 日 時 | 場 所 | 受 講 対 象 者 |
|-------|----|-------------------------------------|--------------------------|------------------------------|
| 初心者講習 | | 令和4年6月16日 午前10時から午後 3時30分まで | 米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署 | 琴浦大山、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者 |
| 経験者講習 | | 令和4年6月24日 午後1時30分から 午後4時30分まで | 〃 | 〃 |

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,900円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和4年5月13日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持している

もの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

| 日 時 | 場 所 | 射撃の実施方法 | 使用実包 | 受講定員 |
|----------------------------------|------------------------|---------|------------------------------------|------|
| 令和4年6月5日 午前9時から午前 11時20分まで | 倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場 | トラップ射撃 | 7 ¹ / ₂ 号の散弾 | 6人 |
| 令和4年6月13日 午後1時から午後 4時まで | 西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場 | 〃 | 〃 | 5人 |
| 令和4年6月27日 午後1時から午後 4時まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

| 日 時 | 場 所 | 射撃の実施方法 | 使用実包 | 受講定員 |
|-----------------------------------|-------------------------------|-----------------|------------------|------|
| 令和4年6月7日 午前10時から午後 2時30分まで | 岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場 | 大口徑ライフル銃等 射撃 | 大口徑ライフル銃等に適合する実包 | 6人 |
| 令和4年6月14日 午前10時から午後 2時30分まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 令和4年6月21日 午前10時から午後 2時30分まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 令和4年6月28日 午前10時から午後 2時30分まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 令和4年6月28日 午前9時から正午 まで | 岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場 | 〃 | 〃 | 3人 |

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,700円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年5月13日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

医療用液化酸素調達及び液化酸素供給設備の更新業務 一式
予定数量（10年間の総量） 665,000m³

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入場所

鳥取県立厚生病院（倉吉市東昭和町150）

(4) 調達期間

ア 液化酸素供給設備の更新業務の期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

イ 医療用液化酸素納入期間

令和5年4月1日から令和15年3月31日まで

(5) 入札書の記載方法等

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する

とともに、その業種区分が薬品類の医療薬品に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和4年5月23日（月）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

（5） この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

（6） 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局経営課

4 入札手続等

（1） 入札の手続に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局経営課

電話 0858-22-8181

電子メール kouseibyouin@pref.tottori.lg.jp

（2） 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

（3） 入札説明書等の交付方法

令和4年5月13日（金）から同年6月9日（木）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、郵送により交付し、又は次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に（1）の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び交付時間

令和4年5月13日（金）から同年6月9日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5） 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月22日（水）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前11時までとする。

イ 場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院第1会議室（外来・中央診療棟5階）

5 入札参加者に要求される事項

（1） 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなけ

ればならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和4年6月9日(木)午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として契約申込金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札の参加に係る一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を確実に納入できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする場合がある。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Liquid Oxygen, Amount consumed in 10 years (from April 1, 2023 to March 31, 2033) with Construction of facility free of charge

(2) June 9, 2022 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) June 22, 2022 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

June 22, 2022 11:00 AM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital, 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

TEL 0858-22-8181

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 令和4年度鳥取県危機管理情報ネットワークシステム保守業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 令和4年3月24日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | パナソニックコネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目5-41 |
| 5 落札金額 | 78,100,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 令和4年1月28日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県危機管理局危機対策・情報課 鳥取市東町一丁目271 |

正 誤

令和4年1月11日付鳥取県公報第9364号の鳥取県告示第7号（保安林の指定施業要件の変更予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 3

行 下から9

誤 字木呂抜2846、2847、2847の1、2848

正 字木呂抜2847・2848（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、2846、2847の1

頁 3

行 下から9

誤 字塗田原2849

正 字塗田原2849（国有林。次の図に示す部分に限る。）

頁 3

行 下から8及び9

誤 字ニタ松2850、2851

正 字ニタ松2850（国有林。次の図に示す部分に限る。）、2851

頁 3

行 下から7及び8

誤 阿毘縁字小谷山277の1から277の4まで

正 阿毘縁字小谷山277の1・277の2（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、277の3、277の4

頁 3

行 下から7

誤 字下モ大畑谷山361の1、361の2

正 字下モ大畑谷山361の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）、361の2（国有林）

頁 3
行 下から7
誤 字上ミ大畑谷山376
正 字上ミ大畑谷山376（国有林。次の図に示す部分に限る。）

頁 3
行 下から5
誤 字大口縄原山755の1、755の3、755の4
正 字大口縄原山755の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）、755の3、755の4

頁 4
行 8
誤 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を
正 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を

令和4年2月14日付鳥取県公報第9373号の鳥取県告示第54号（保安林の指定施業要件の変更予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 2
行 下から5及び6
誤 字貝津掛398の1、398の9、400の1、400の3、401の1、401の3、402、403の1、404
正 字貝津掛398の9・400の3・401の3（以上3筆国有林）、398の1、400の1、401の1、402、403の1、404

頁 2
行 下から5
誤 字榎波口上エ405の1、406の1から406の5まで、408の1、408の2、409、409の1
正 字榎波口上エ406の2・406の3・406の5・408の2（以上4筆国有林）、405の1、406の1、406の4、408の1、409、409の1

頁 2
行 下から2及び3
誤 字扇畑449から451まで、453、454、455の1から455の5まで、456の1、457
正 字扇畑455の5（国有林）、449から451まで、453、454、455の1から455の4まで、456の1、457

頁 2及び3
行 2頁の下から1及び2並びに3頁の1
誤 字上へ側上エ459の1、459の11、459の12、460の1、460の3、460の4、461の1、461の2、462、463の1から463の3まで、464の1から464の3まで、465の1から465の3まで、466の1、466の2
正 字上へ側上エ459の11・460の3・463の2・464の3・465の2・465の3・466の2（以上7筆国有林）、459の1、459の12、460の1、460の4、461の1、461の2、462、463の1、463の3、464の1、464の2、465の1、466の1

頁 3
行 1及び2

誤 字小櫛浪口467から471まで、472の1、472の2、473、474、476、479、479の1、480の2、480の3、482から485まで、486の1から486の3まで

正 字小櫛浪口486の2・486の3（以上2筆国有林）、467から471まで、472の1、472の2、473、474、476、479、479の1、480の2、480の3、482から485まで、486の1

頁 3

行 7

誤 字下モ石船547から552まで、557、557の1、558、559

正 字下モ石船547から551まで、字上ミ石船552、557、557の1、558、559

頁 3

行 8及び9

誤 字念佛岩563の2、563の3、563の6から563の9まで、565の1から565の5まで、566の1から566の3まで、567の1、567の2

正 字念佛岩563の7から563の9まで・565の4・565の5・566の2・566の3・567の2（以上8筆国有林）、563の2、563の3、563の6、565の1から565の3まで、566の1、567の1

頁 3

行 9及び10

誤 字奥駒帰上エ570、571、572の1、572の4、573、575の1

正 字奥駒帰上エ572の4（国有林）、570、571、572の1、573、575の1

頁 3

行 10及び11

誤 字小田上エ585の1、586の1から586の3まで、587、587の1

正 字小田上エ586の2・586の3（以上2筆国有林）、585の1、586の1、587、587の1

頁 3

行 14及び15

誤 字杓ヶ原下モケ市660の1、661の1から661の3まで、662の2、662の3、663の1、663の2、664、664の1、667の2

正 字杓ヶ原下モケ市663の2（国有林）、660の1、661の1から661の3まで、662の2、662の3、663の1、664、664の1、667の2